



京丹後市

商工会だより

2021

Vol.165

8月号

協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする 京丹後市商工会

【京丹後市商工会】〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

TEL:0772-62-0342 FAX:0772-62-3553 URL:https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp

●網野支所/TEL:72-1863 ●大宮支所/TEL:68-0038 ●丹後支所/TEL:75-2222 ●久美浜支所/TEL:82-0155 ●弥栄支所/TEL:65-3137(火・金のみ)



京都府緊急事態措置協力金 8/20～9/12実施分

京都府では、令和3年8月20日から京都府全域を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置が実施され、それに伴い、京都府内の飲食店等に対し、令和3年8月20日(金曜日)から9月12日(日曜日)まで、施設の休止要請(以下「休業要請」という。)及び営業時間の短縮要請(以下「時短要請」という。)が、以下のとおり行なわれております。

つきましては、この休業要請又は、時短要請にご協力いただいた事業者の皆様に対する「京都府緊急事態措置協力金」(令和3年8月20日～9月12日実施分)の概要をお知らせします。

飲食店等への協力金 飲食店以外への協力金(大規模施設等)については、京都府HP等でご確認ください。

要請期間 8月20日(金)～9月12日(日)【24日間】 **対象地域** 京都府全域

要請内容 〈酒類提供又はカラオケ設備を提供する場合〉休業要請
〈酒類提供又はカラオケ設備を提供しない場合〉午前5時～午後8時の間の営業を要請

対象施設 【飲食店】飲食店・喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
【遊興施設等】接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗
【カラオケ】カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)
※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は時短要請の対象外。(酒類提供・カラオケ設備使用の休止は要請の対象)

支給要件 次のいずれにも該当する事業主(大企業も対象となります。)
・休業要請・時短要請を行った日(8月17日(火))以前に、対象施設を以下のいずれかのとおり、運営する企業・団体及び個人事業主であること
①酒類を提供又はカラオケ設備を提供 ②午後8時から午前5時までの時間帯で営業
・対象施設に関して、必要な許認可(※)等を取得している者であること
(※)食品衛生法における飲食営業許可 など
・要請期間のうち、時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して休業要請又は時短要請に応じた者であること
・京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー若しくは新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること

支給額	令和2年又は令和元年の時短要請月の1日当たりの売上高		
	～10万円	10万円～25万円	25万円～
売上高方式(中小企業)	4万円/日	4万円～10万円/日(1日の売上高の4割)	10万円/日
売上高減少額方式(大企業及び希望する中小企業)	令和2年又は令和元年の時短要請月の1日当たりの売上高減少額×0.4/日(上限額20万円/日)		
食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店	(売上高等に関わらず)一律2万円		

お問合先 協力金コールセンター(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局)
TEL.075-365-7780(月曜日から土曜日 9時30分から17時30分) 日曜日・祝日は休み

京都府酒類販売事業者支援金

【概要】京都府では、前年又は前々年と比べ売上が著しく減少した府内の酒類販売事業者等(酒類製造業者を含む。)に対して、国の月次支援金に上乗せして「京都府酒類販売事業者支援金」を支給します。

対象事業者
京都府内に
本社・本店がある
中小法人等及び
個人事業者等

- 主な支給要件**
1. 国の月次支援金の給付を受けていること
 2. 酒類製造又は酒類販売業の免許を有していること
 3. 酒類の提供を停止している飲食店(※)と直接又は間接の取引を反復継続して行っていること

<留意事項>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金(※)の支給対象者となっている事業者は、支給対象外です。

支給対象月(令和3年4月、5月、6月、7月)ごとに、次の金額を上限に売上減少額※から、国の月次支援金の給付額を控除してなお生じる不足分に対して支給します。

ただし、令和3年4月、5月、6月、7月の各月の売上額が、令和元年又は令和2年の同月比で50%以上減少している場合に限りです。

下記①、②又は③のいずれかに該当するかによって、上限額が異なります。

	各月の売上額	対象月	中小法人等	個人事業者等
①	50%以上減少	4月、5月、	上限20万円/月	上限10万円/月
②	70%以上減少	6月、7月	上限40万円/月	上限20万円/月
③	90%以上減少	7月	上限60万円/月	上限30万円/月

申請期間 支給対象月が令和3年4月、5月、6月分 令和3年7月16日(金)～9月30日(木)まで

支給対象月が令和3年7月分 令和3年8月6日(金)～11月1日(月)まで

申請方法 (1) WEB申請 支給要件・申請書類・申請方法などの詳細については、HPや募集要項にてご確認ください。
(2) 郵送による申請 が可能です

お問合先 京都府酒類販売事業者支援金コールセンター
TEL.075-253-6046(午前9時から午後5時まで) 平日のみ
【京都府HP】http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/sake.html

京丹後市の各種給付金等の受付期間が延長されています

それぞれにおける要件の特例・不給付要件、必要書類等の詳細は市HPの要綱でご確認ください。

下記の2制度において受付期間が延長されております。その他の要件等の変更はありません。

また、対象となる給付金等において、交付されるまでのつなぎ資金として利用できる貸付制度も期間が延長されておりますので、ご活用ください。

京丹後市事業継続応援給付金

対象月	令和3年1、2、3月
給付金の額	最大50万円 代表者及び従業員数が ①1～24人の場合 代表者および従業員数に2万円を乗じた額 ②25人以上の場合 50万円
その他	国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金、京都府緊急事態措置協力金、京丹後市宿泊業緊急支援給付金を受けた方、または対象となる方は対象外。

京丹後市事業継続支援給付金

対象月	令和3年4、5、6月
給付金の額	最大50万円 事業所の代表者及び 従業員数の合計人数 × 2万円 + 5万円 (法人においては10万円) ※宿泊事業者のうち、令和3年3月以前から宿泊を伴わない飲食の提供を事業としている事業者は、【個人事業主】で10万円、【法人】20万円に増額となります。
その他	・京都府緊急事態措置協力金を受けた方または対象となる方は対象外。 ・国の月次支援金との併給は可能です。

お問合先 【農林漁業関係以外】京丹後市役所 商工観光部 商工振興課 ☎69-0440 京丹後市網野町網野385番地の1(ら・ぽーと2階)
【農林漁業関係】京丹後市役所 農林水産部の各課(農業振興課☎69-0410、農林整備課☎69-0430、海業水産課☎69-0460) 京丹後市大宮町口大野226(大宮庁舎3階)

京丹後市事業継続支援資金貸付制度

【貸付申込受付期間】令和2年6月15日(月)～令和3年12月24日(金)まで延長

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い経済活動が悪化するなか、市内の商工業者等が事業を継続していくために、国や京都府からの給付金等が交付されるまでの間のつなぎ資金として、緊急的かつ速やかに貸付を行います。

【給付金等の支給報告】

国の月次支援金、京都府緊急事態措置協力金、一時支援金及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給又は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の最終月の支給を受けたときは、直ちに京丹後市役所商工振興課へご報告ください。

国の給付金及び助成金	貸付額(1万円未満切り捨て)	上限	利子等	貸付期間
月次支援金(国)	交付申請額	100万円	無利子 無担保 無保証	支給があった日から30日以内
京都府緊急事態措置協力金(府)				
緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金(国)	交付申請月額相当額			最終支給日から30日以内
雇用調整助成金(国)				
緊急雇用安定助成金(国)				

手続等 「京丹後市事業継続支援資金 借入申込書」に必要事項を記入し、下記の書類を添付して京丹後市役所商工振興課へ申請してください。(1)給付金・助成金・協力金・支援金の申請書類の写し又は、申請したことが確認できる資料等 (2)誓約書 (3)市内で事業を営んでいることが証明でき、事業主又は法人等の代表者であることが確認できる書類の写し(確定申告書の控え、履歴事項全部証明書、許認可証書等) (4)本人確認書類の写し(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証等) (5)振込口座通帳の写し
※貸付決定の通知を受けた場合は、京丹後市事業継続支援資金借用書に印鑑証明を添えて提出してください。

申請手続き・お問合先 京丹後市役所 商工観光部 商工振興課 京丹後市網野町網野385-1(ら・ぽーと2階) TEL.0772-69-0440